

旧	新
Web ページ制作(CMS Blue Monkey)業務委託約款 第 22 条（秘密保持） 2.お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報 取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人 情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずる とともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し 又は使用させてはならない。	Web ページ制作(CMS Blue Monkey)業務委託約款 第 22 条（秘密保持） 2.お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報 取得したり、又は相手方から開示を受けたりした場合は、かかる個人 情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずると ともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し又 は使用させてはならない。 <u>第 23 条（カスタマーハラスメントの禁止）</u> <u>1.お申込者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示 される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメ ント）を行ってはならない。</u> <u>①身体的な攻撃（暴行、傷害）</u> <u>②精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）</u> <u>③威圧的な言動（威嚇行為）</u> <u>④土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求</u> <u>⑤継続的な言動または執拗な言動（繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む）</u> <u>⑥拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返す ことによる長時間の拘束行為）</u> <u>⑦差別的な言動</u> <u>⑧性的な言動、要求</u>

旧	新
第 23 条（反社会的勢力の排除） 第 24 条（解除及び期限の利益喪失） 1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。 ②お申込者が第 4 条（お申込者の協力義務）、前条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。	⑨従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む） ⑩過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む） ⑪SNS やインターネットでの誹謗中傷 ⑫無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影 2.お申込者が、前項の規定に違反したときは、当社は、商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応の一時停止又は中止をすることができる。当社が、本項の規定に基づいて、お申込者への対応を一時停止又は中止したときは、当社はお申込者に対して、債務不履行責任を負わないものとする。 3.当社は、カスタマーハラスメントについて、警察及び弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処する。 第 24 条（反社会的勢力の排除） 第 25 条（解除及び期限の利益喪失） 1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。 ②お申込者が第 4 条（お申込者の協力義務）、第 23 条（カスタマーハラスメントの禁止）又は前条（反社会的勢力の排除）のいずれかに違反したとき。

旧	新
第 25 条（通知） 第 26 条（連帯保証人） 第 27 条（不可抗力） 第 28 条（残存条項） 本契約の解除後も第 9 条（解約違約金）、第 10 条（遅延損害金）、第 13 条（契約不適合責任）、第 16 条（損害賠償）、第 17 条（データの削除）、第 18 条（免責）、第 19 条（著作権の帰属）、第 21 条（権利義務の譲渡禁止）、第 22 条（秘密保持）、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 26 条（連帯保証人）、本条、第 29 条（準拠法及び管轄合意）、第 30 条（協議事項）、の条項は効力を有する。 第 29 条（準拠法及び管轄合意） 第 30 条（協議事項） 第 31 条（本約款の変更） 以上	第 26 条（通知） 第 27 条（連帯保証人） 第 28 条（不可抗力） 第 29 条（残存条項） 本契約の解除後も第 9 条（解約違約金）、第 10 条（遅延損害金）、第 13 条（契約不適合責任）、第 16 条（損害賠償）、第 17 条（データの削除）、第 18 条（免責）、第 19 条（著作権の帰属）、第 21 条（権利義務の譲渡禁止）、第 22 条（秘密保持）、第 24 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 27 条（連帯保証人）、本条、第 30 条（準拠法及び管轄合意）、第 31 条（協議事項）、の条項は効力を有する。 第 30 条（準拠法及び管轄合意） 第 31 条（協議事項） 第 32 条（本約款の変更） 以上 2025 年 4 月 18 日改訂